

「第4次さむかわ男女共同参画プラン」策定方針（案）について**1. 計画の法的根拠**

男女共同参画社会の実現に向けて平成11年6月に「男女共同参画基本法」が施行され、市町村男女共同参画計画として本町でも「さむかわ男女共同参画プラン」を策定いたしました。（平成12年3月（実施期間：H12～17年度6年間））

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「次世代育成支援対策推進法」「男女雇用機会均等法」の制定や改正、神奈川県でも「男女共同参画推進条例」が制定されるなど法制の整備が進み、こうした国や県の動向を踏まえ、「第二次さむかわ男女共同参画プラン」（実施期間：H18～22年度の5年間）現行の「第3次さむかわ男女共同参画プラン」（実施期間：H23～H27年度の5年間）を策定し様々な取り組みを行ってきました。

2. 計画の期間

現行のプランは平成23年度～27年度までの5カ年計画です。平成27年度計画終了に伴い第4次さむかわ男女共同参画プランを策定するものです。

第4次プランの実施期間は平成28年度～32年度までの5年間とし、実施計画（具体的な取り組み）については平成28年度～29年度までの前期2年、平成30年度～32年度後期3年に分け寒川町総合計画後期基本計画の第2次、第3次実施計画の計画期間に合わせ策定し、必要に応じ見直しを行います。

3. 現状及び第4次プランの策定趣旨

町が男女共同参画プランを策定してから16年目を迎え、様々な場面で女性が活躍する姿が見られるようになりましたが、第3次さむかわ男女共同参画プランの実実施計画に位置づけられた57事業の実績を見ますと、政策や方針決定過程への女性の参画、女性のチャレンジ支援、異性に対する暴力の根絶、職場や地域における意識づくりの推進などの取り組みは、いまだ十分とはいえない状況にあります。

また、計画の進行管理にあたって、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会に各年度の事業の進捗状況を報告し、4つの基本目標ごとに評価をしておりますが、それぞれ事業内容の充実・強化や見直し、継続的な取り組みが求められております。

また、国では経済の持続的な成長を促進するには、女性の力を最大限発揮させることが重要であることから、女性の活躍促進を最重要課題に掲げて重点的な取り組みを始めています。

こうした状況から、現プランを改定して第4次プランを策定し、男女共同参画社会実現に向けて継続的に取り組みを進める必要があると考えます。

4. 第4次プランについて

国の「第4次男女共同参画基本計画」の策定の動向を留意しつつ平成25年に改定された「かながわ男女共同参画プラン（第3次）」や「第3次さむかわ男女共同参画プラン」をベースに法改正等の動き、「男女共同参画社会に関する町民アンケート」の結果を踏まえ、町の現状に対応したプランに改定します。